

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援（鉄道）
補 助 事 業 の 目 的	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」等を踏まえ、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者を支援する
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	地域鉄道事業者（神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行） （注）令和 2 年第 3 次補正予算における国の「ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続事業（以下、「国事業」という）」に基づく実証運行を実施した事業者に限る
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	<p>車内の乗車密度に配慮した運行に要する経費</p> <p>【算式：神戸電鉄、北条鉄道】 $\text{運行経費[ア]} \times (\text{輸送力割合[イ]} - \text{輸送人員割合[ウ]}) - \text{運行期間に相応した国庫補助金収入[エ]}$</p> <p>【算式：智頭急行】 $\{\text{運行経費[ア]} \times (\text{輸送力割合[イ]} - \text{輸送人員割合[ウ]}) - \text{運行期間に相応した国庫補助金収入[エ]\} \times \text{兵庫県の負担割合[オ]}$</p> <p>[算式に代入する金額等]</p> <p>[ア]運行経費 1日1台当たりの運行経費(96千円)×稼働車両台数×運行日数(30日程度) (注1)稼働車両台数は事業者の登録車両台数から運行期間中に故障等により稼働していない車両数を差し引いた台数とする (注2)運行日数は、国事業に基づく実証運行が終了した後の日数とする。 (注3)運行期間は、原則、一月以内で設定するものとする。</p> <p>[イ]輸送力割合 $\text{運行期間中の輸送力(車両キロ)} \div \text{前々年同時期の輸送力(車両キロ)}$</p> <p>[ウ]輸送人員割合 $\text{運行期間中の輸送人員} \div \text{前々年同時期の輸送人員}$</p> <p>[エ]運行期間に相応した国庫補助金収入（①雇用調整助成金、②月次支援金、③その他補助金） ①雇用調整助成金 国から雇用調整助成金を受領した場合は、助成金総額のうち乗務員に係る1日当たりの助成相当額を算出し、運行日数を乗じた額（1,000円未満切捨） ②月次支援金 国から月次支援金を受領した場合は、1日当たりの助成相当額を算出し、運行日数を乗じた額（1,000円未満切捨） ③その他補助金 運行経費に国庫補助金収入（地域公共交通確保維持改善事業費補助金による大規模修繕等）の充当が見込まれる場合に、1日あたりの収入相当額を算出し、実証運行日数を乗じた額。（1,000円未満切捨）</p> <p>[オ]智頭急行に対する兵庫県の出資率の計（26%）</p>
補 助 金 の 額	補助金の額は、補助対象経費に1/4を乗じた額(1,000円未満切捨)以内、かつ予算の範囲内の額とする。
適 用 除 外 す る 条 項	第 19 条
そ の 他 の 事 項	補助金の交付は、事業者について二回限りとする。